

長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額を次のとおり改めます。

1 基礎課税額

	改正前 (令和2年度)	改正後 (令和3年度)	増減	伸率
所得割額	5.59 %	5.83 %	0.24 % 増	4.3 % 増
均等割額	23,000 円	23,000 円	0 円	0 %
平等割額	18,100 円	18,100 円	0 円	0 %

2 後期高齢者支援金等課税額

	改正前 (令和2年度)	改正後 (令和3年度)	増減	伸率
所得割額	1.89 %	2.20 %	0.31 % 増	16.4 % 増
均等割額	7,700 円	7,700 円	0 円	0 %
平等割額	6,100 円	6,100 円	0 円	0 %

3 介護納付金課税額

	改正前 (令和2年度)	改正後 (令和3年度)	増減	伸率
所得割額	1.57 %	2.02 %	0.45 % 増	28.7 % 増
均等割額	8,500 円	8,500 円	0 円	0 %
平等割額	5,000 円	5,000 円	0 円	0 %

国民健康保険税の税率改正表(本算定)

資料 2

・所得割増
・均等割・平等割据え置き

標準保険税率を設定

税率等

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(平成31)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
所得割(%)	6.30	7.17	8.14	9.05	10.05	11.07	11.07
資産割(%)	16.00	—	—	—	—	—	—
均等割(円)	28,000	31,500	35,500	39,200	39,200	43,200	47,300
平等割(円)	28,500	28,400	29,000	29,200	29,200	29,800	30,500
保険税 課税総額	8億4,028万円	8億2,930万円	9億448万円	9億6,245万円	9億1,445万円	9億7,164万円	9億6,647万円
被保険者数	9,416人	9,205人	8,955人	8,913人	8,493人	8,262人	8,083人
1人あたり保険税額	8万9,240円	9万92円	10万253円	10万7,982円	10万7,671円	11万7,603円	11万9,568円
増減額		852円	10,161円	7,729円	△311円	9,932円	1,965円
増減率		1.0%	11.3%	7.7%	△0.3%	9.2%	1.7%

1人あたり保険税額は、課税総額を被保険者数で除したもので実際の税額とは異なります。

法定外繰入金

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(平成31)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度
繰入総額	2億297万円	2億8,737万円	2億5,514万円	2億1,420万円	1億7,013万円
増減額	—	8,440万円	△3,223万円	△4,094万円	△4,407万円
1人あたり繰入額	2万1,556円	3万1,219円	2万8,491円	2万4,675円	2万31円
増減額		9,663円増	△2,728円	△3,816円	△4,644円

法定外繰入金により、保険税収入の不足分を補います

基金繰入金	4,000万円
繰越金	4,000万円

(参考)
法定外繰入金以外の予算計上額

長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

～ 国民健康保険税 軽減判定の基準の改正 ～

平成30年度税制改正により、給与所得控除・公的年金等控除が10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられます。

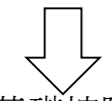
平成30年度税制改正大綱で、フリーランスなど様々な働き方改革を後押しする観点から見直しするものとされています。

均等割額と平等割額の軽減措置

一定の給与所得者等が2人以上いる世帯については、給与収入額等に変化がない場合でも、軽減措置に該当しなくなる場合があることから、軽減判定での不利益につながらないように、令和3年度から対象世帯の算定基準を次のとおり、改正します。

< 7割軽減基準所得金額 >

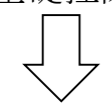
基礎控除額（33万円）以下の世帯



基礎控除額（43万円） + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 以下の世帯

< 5割軽減基準所得金額 >

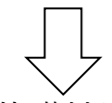
基礎控除額（33万円） + 28.5万円 × 被保険者数）以下の世帯



基礎控除額（43万円） + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 28.5万円 × 被保険者数 以下の世帯

< 2割軽減基準所得金額 >

基礎控除額（33万円） + 52万円 × 被保険者数）以下の世帯

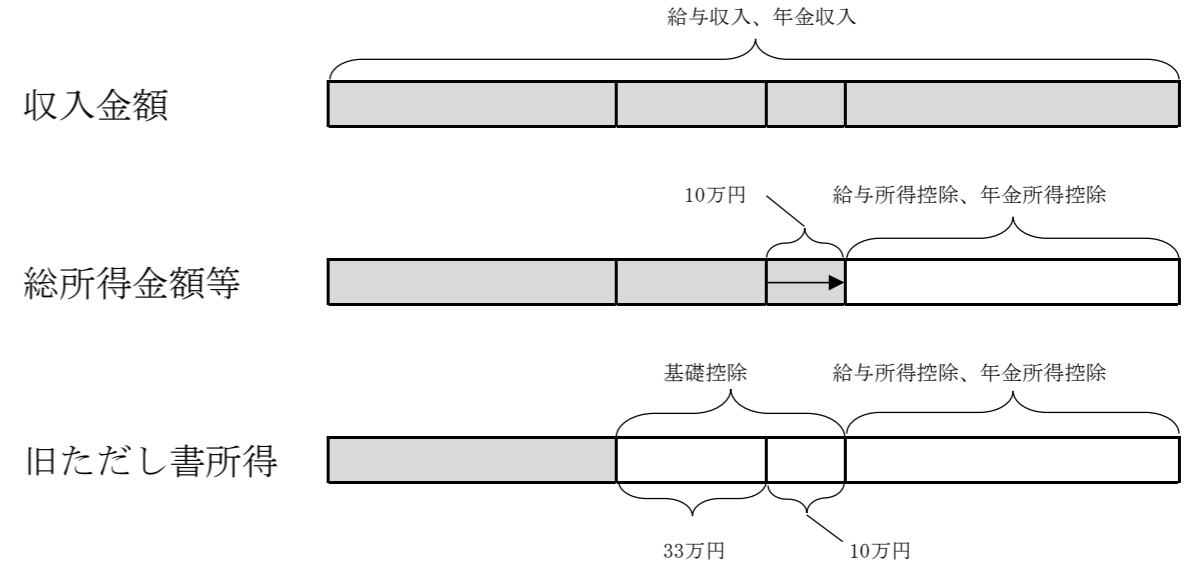


基礎控除額（43万円） + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 52万円 × 被保険者数 以下の世帯

< 税制改正による所得等への影響 >

	給与・年金所得世帯	フリーランス
収入金額	変化なし	変化なし
総所得金額等	増加 <small>給与所得控除等減少</small>	変化なし
旧ただし書所得	変化なし <small>給与所得控除等減少・基礎控除額増加</small>	減少 <small>基礎控除額増加</small>

< 給与・年金所得世帯の場合 >



< フリーランス（農業・自営業等）の場合 >

